

第2章 国際化対応サポート事業

(国際化対応サポート事業の目的)

第5条 国際化対応サポート事業は、国際化に対応できる経営感覚に優れた農業者を育成するため、就農希望の青少年（生徒等）や青年農業者等を海外に派遣し、優れた青年農業者等の育成確保を図ることを目的とする。

第1節 農業学生海外研修支援事業

(事業の目的)

第6条 農業学生海外研修支援事業(以下「学生海外研修事業」という。)は、栃木県内の農業関係高等学校の生徒等を農業先進国に派遣し、国際化に対応しうる青年農業者の育成と就農促進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第7条 学生海外研修事業は、ホームステイ、農業経営体及び施設等の視察、関係者との交流を通して国際感覚を養うとともに、就農促進を図ることができる内容とする。

(事業の対象)

第8条 学生海外研修事業の対象は、栃木県内の農業関係高等学校の生徒等とし、将来、本県での就農に意欲ある者とする。

(事業の実施)

第9条 学生海外研修事業は、栃木県学校農業クラブ連盟等が主催する事業で、対象とする生徒等を派遣する場合、当該関係機関及び団体と連携協力して実施するものとする。

(申請)

第10条 学生海外研修事業の助成を受けようとする者は、原則として事業実施30日前までに、農業学生海外研修支援事業助成申請書（別記様式第1号）を指導機関の意見を付して理事長あて提出するものとする。

(給 付)

第 11 条 理事長は、申請書の内容を審査し、適当と認めるときには、助成金給付決定書（別記様式第 2 号）をもって申請者に通知するものとする。

2 また、助成金給付決定した旨（別記様式第 3 号）を指導機関に通知するものとする。

3 給付決定を受けた者は、給付決定後速やかに助成金給付請求書（別記様式第 4 号）を理事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

(報 告)

第 12 条 助成金の給付を受けた者は、事業終了後 30 日以内に農業学生海外研修支援事業実績報告書（別記様式第 5 号）を指導機関を経由して理事長に提出するものとする。